自動販売機管理運営業務仕様書

- 1 対象自動販売機
 - (1) 湖北火葬場 1台

2 業務内容

上記自動販売機について、設置事業者は次の各号に掲げる条件により、その調達及び管理運営業務の一切を行う。

- (1) 自動販売機内の商品
 - ア 缶またはペットボトルの清涼飲料水 (酒類不可)
 - イ 商品については多様な飲料商品を幅広く取り揃えること
 - ウ 商品価格については市場価格及び周辺の実勢価格と均衡のとれたものであること
 - エ 時節に応じた商品対応を行い、適時商品の見直しを図ること
- (2) 自動販売機の種類、外観等
 - ア 火葬場の内観を著しく損なわないもの
 - イ 省エネルギータイプのもの
- (3) 自動販売機の設置

自動販売機の設置日時、設置場所については、施設担当者と十分協議し、施設利用者 の支障とならないように留意すること

3 管理運営

設置事業者は、設置する自動販売機について、次の各号に掲げる条件をすべて満たす管 理運営を行うこと。

- (1) 3週間に最低1回以上商品の在庫状況を確認し、常に売り切れの状態がないこと
- (2) 3週間に最低1回以上売上状況を確認し、代金回収を行うとともに、常につり銭切れの状態がないこと
- (3) 故障、苦情に対して、速やかに対応することができる体制をとること
- (4) 自動販売機には空容器の回収ボックスを併設し、空容器の回収に努めること
- (5) 空容器は、すべて分別し、リサイクルを行うこと
- (6) 商品等の搬入、搬出の際には、施設利用者の支障とならないように留意すること

4 使用料等の納付

設置事業者は、次の各号に掲げる使用料等を指定された期日までに納付するものとする。

- (1) 行政財産使用料 月額1,210円(消費税込み)
- (2) 使用電気料 実費(設置事業者が自己負担で小メーターを設置し、組合が算 出する額)
- (3) 売上手数料 売上金額に設置事業者が提示した利率を乗じた額 (月末締めとし、翌月10日までに別紙売上申告書を提出する)

5 その他

- (1) 設置事業者決定後、設置する権利を他人に譲渡又は再委託することは認めない。
- (2) 行政財産の使用許可条件に違反した場合又はその他組合に不利益を及ぼした場合は許可を取り消すことがある。
- (3) 本仕様書及び入札実施要項に定めのない事項については、その都度協議するものとする。
- (4) 入札書には、組合に売上手数料として収めることができる利率を記載してください。 ただし、最低利率は1%とし、整数単位とします。
- (5) 内容に関する質問は、3月11日(火)正午までにFAXにて質問状を送付してください。質問に対する回答は、3月12日(水)正午までに、全参加希望業者へFAXにて送付いたします。

問合せ先 岡谷市役所市民生活課内

湖北行政事務組合

湖北火葬場担当 大池 TEL0266-23-4811 (内線 1171) FAX 0266-23-4817